

憲法に違反し、自衛隊の海外での武力行使につながる
「安全保障関連法案」に反対の声を国会に届けましょう!!

せんそう

ダメよ~



私たちの声を 国会議員に 届けましょう!!

7月24日までに担当者・お店に提出下さい
まとめてコープさがが 届けます

■声の送付先

(佐賀県選出国会議員)

〈衆議院〉

- ・原口 一博様 (民主党)
- ・大串 博志様 (民主党)
- ・古川 康様 (自民党)
- ・今村 雅弘様 (自民党)
- ・岩田 和親様 (自民党)

〈参議院〉

- ・福岡 資麿様 (自民党)
- ・山下 雄平様 (自民党)

いま国会で大論戦となっている「安全保障関連法案」は、世論調査でも多くの方が納得していません。そして、全国でこの法案に反対する声が大きくなっています。

コープさがも法案に反対する意見書を安倍首相へ送付しました。

みなさんも「反対」の声を国会へ届けましょう!!

■下記に意見を書いて、切り取り、生協の担当者へ提出下さい。
生協より議員に送ります。

- ・左の国会議員のどなたに送るのか、お名前をご記入ください。
- ・あなたのお名前は匿名でも構いません。
- ・メッセージとお名前を広報物で紹介してよいか、下記にご記入ください

きりとり可

国会議員

様

私は、憲法9条が認めていない、自衛隊の海外での武力行使につながる「安全保障関連法案」に反対です。国民の多くの声を真摯に聞いて、国会で廃案にしてください。

私の意見

■住所

市 ・ 町

■氏名 (匿名可)

※広報物での氏名公表 可 ・ 不可

※生協の担当者へお渡しください→組織企画行

 **コープさが 生活協同組合**

■お問い合わせ先 0952-31-3977

総務部 組織企画グループ 担当 牧

コープさがは「安全保障法案」に反対します



～平和とよりよき生活のために～

生協は「平和とよりよき生活のために」を目指して活動してきました。これは、二度と子どもを戦場に送りたくないという母親の強い思いからです。そして、これからを担う若い世代に戦争をしない日本を引き継ぐことは私たちの責任です。

今国会で議論されている安全保障関連法案は、昨年政府が解釈で容認した集団的自衛権の行使を可能にします。日本が攻撃されていなくても他国を攻撃できるものであり、日本が戦争に加担し巻き込まれる恐れがある法案です。

多くの憲法学者や政治家が言っているように、集団的自衛権は憲法 9 条に違反しています。そもそも、憲法は政治を行う側を縛るもので、政府の憲法解釈変更だけでこのような重大な事を決めることは、憲法を守って政治を行うべき「立憲主義」をないがしろにする大問題です。

自国の防衛や国際貢献のために、集団的自衛権という「武力」が本当に必要でしょうか。武力の行使は憎しみの連鎖を生み、さらなる戦争を生み出します。武力ではなく、対話による外交と経済協力、市民レベルの国際貢献こそが日本に求められているのではないのでしょうか。

コープさがは憲法 9 条を守り、「安全保障関連法案」について反対の声を上げています。今後も組合員さん一人一人が学ぶことを大切に平和の取組みをすすめていきます。

Q.安全保障関連法案って？

A. 昨年政府が閣議決定した集団的自衛権の行使を可能にする新規立法と 10 本の関連する改正法案が今国会で審議されています。日本が直接武力攻撃を受けた時でなくても、自衛隊が同盟国とともに海外のどこでも武力行使（戦争）を行えるようになる法案です。



Q「集団的自衛権の行使」は合憲？違反？

A. 安全保障関連法案が認める「集団的自衛権」は日本が直接攻撃を受けなくても、日本の同盟国（米国等）への攻撃に対しても武力参加して協力することです。国際紛争を解決するための武力を行使しないと決めている憲法 9 条に反しています。

Q.武力行使を判断する「新三要件」って何？

A. ①「存立危機事態」※のとき、②国民を守るために他に適当な手段がない場合、③必要最小限度の実力行使に限る、という 3 つの条件を満たせば、集団的自衛権による武力行使ができることと説明しています。新三要件は、政府の判断で都合よく解釈できる抽象的なものにとどまっておらず、事後承認もみとめられ、歯止めにはならないとの指摘があります。

Q.後方支援活動までだからって、大丈夫？

A. 安全保障関連法案は、これまで日本の周辺や非戦闘地域に限定していた自衛隊を派遣できる範囲を、世界中まで広げ、戦闘が行われている現場（戦場）以外にまで拡大しています。これまで「武力行使との一体化」としてできなかった物資や弾薬の補給などもできるようにしています。後方支援に限定しても、弾薬補給が攻撃対象になることは明らかで、戦闘に巻き込まれ武力行使を余儀なくされることとなります。

※「存立危機事態」とは「密接な関係にある他国への武力攻撃が発生し、日本の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」と定義されています。